

八王子市公共工事の中間前払金取扱要綱

(趣旨)

第1条 八王子市契約事務規則（昭和39年八王子市規則第9号。以下「規則」という。）による公共工事の中間前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(中間前金払の対象)

第2条 規則第51条の2第1項に規定する中間前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事のうち、規則第51条第1項の規定により前金払を行ったもので、保証事業会社が同法に基づき中間前払金の保証をする土木工事、建築工事、設備工事その他の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）とする。

(中間前金払の制限)

第3条 前条の規定により中間前金払の対象とされる公共工事であっても、規則第51条の3の規定により部分払を行ったものについては、中間前払金を支払わない。

(中間前払金のは数整理)

第4条 中間前払金に1万円未満のは数があるときは、そのは数金額は切り捨てるものとする。

(中間前金払の対象及び率等の明示)

第5条 中間前金払の対象とされる公共工事及び中間前金払の率等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(中間前払金に関する特約条項)

第6条 中間前払金を支払う公共工事の請負契約書には、次に掲げる事項を中間前払金に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
- (3) 保証契約の変更に関すること。
- (4) 中間前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (5) 中間前払金の使途制限に関すること。
- (6) その他必要な事項。

(中間前金払の認定)

第7条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において支払うものとする

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の

額に相当するものであること。

- 2 前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、契約の相手方から別記第1号様式及び第2号様式による請求があった場合は、市は直ちに調査を行わなければならない。
- 3 前項の調査は、工事担当課長が行うものとし、工事担当課長はその結果が妥当と認めるとときは、認定調書（別記第3号様式）を作成のうえ、契約の相手方に交付しなければならない。

（中間前払金の請求手続）

第8条 中間前払金の請求は、前条による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を市に提出させたうえで行わせるものとする。

- 2 前項にかかわらず、契約資産部長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。
- 3 中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

（中間前払金の使途制限）

第9条 中間前払金は、当該中間前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払い充ててはならないものとする。

（契約金額の変更に伴う中間前払金の追加又は返還）

第10条 中間前金払をした後に、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減が著しいため、中間前払金を追加払し、又は返還させるときにおける当該追加払し、又は返還させる中間前払金の額は、変更後の契約金額に規則第51条の2第1項に規定する中間前金払の率等を適用して算出した中間前払金額と既に支払済の中間前払金額との差額とする。

- 2 中間前払金を追加払する場合、変更後の契約金額が10億円未満である場合の中間前払金の合計金額は、5千万円を超えることができないものとする。
- 3 第1項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後第8条により保証契約変更後の保証証書を市に提出させたうえで、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 4 第1項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他契約資産部長が必要ないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができるものとする。

（中間前払金の返還）

第11条 中間前払金の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った中間前払金を返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
 - (2) 市との間の公共工事の請負契約が解除されたとき。
 - (3) 中間前払金を当該中間前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払いに充てたとき。
- 2 前項により中間前払金を返還させる場合において、当該公共工事の既済部分があると

きは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

3 第1項により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

（保証契約の変更）

第12条 第10条第1項の規定により中間前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を市に提出させるものとする。

（債務負担行為等による中間前払金の支払時期の特例）

第13条 中間前払金は、債務負担行為又は継続費予算による公共工事については、原則として最終年度に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、予算の範囲内においてその全部又は一部を前年度までに支払うことができるものとする。

（中間前払金を支払った場合の部分払の限度額）

第14条 中間前払金を支払った公共工事について部分払をするときは、次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払の金額} \leq \text{既済部分の代価} \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額} + \text{中間前払金額}}{\text{契約金額}} \right]$$

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約分から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約分から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約分から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約分から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）12月1日から施行し、同日以後に締結する契約分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行し、同日以後に締結する契約分から適用する。